

働き方改革! みえ

～ワーク・ライフ・バランスのすすめ～

三重県は、南北に長く観光資源に恵まれているとともに、東海・近畿の両経済圏に囲まれ、経済活動は全国平均と比較しても高い水準を維持していました。

しかし平成20年の秋以降経済動向は急速に落ち込み、有効求人倍率の低下等雇用状況は悪化しています。

また、労働時間については、三重県の所定外労働時間数が全国平均値よりも長いこと、年次有給休暇の取得率については全国平均と同水準となっていることから、長時間労働による健康障害が懸念されるとともに、全国同様、三重県においても定期健康診断の結果では、有所見者の割合が高く、職場で精神的ストレスを感じている労働者の割合も少なくありません。

さらに、三重県の女性の年齢階級別労働力率は、出産、育児期に低下するM字型カーブを描いており、M字の底は全国の数値に比べれば若干高いものの、女性の就業継続は困難であること、少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来による労働者不足が避けられない状況もみられます。

これらの状況を踏まえ、仕事と生活の調和推進会議みえ会議では、労働時間、休日及び休暇等が個々の労働者の健康や生活に配慮されたものとなるようにするための企業の取組等について議論を行い、今般、労働者の「仕事と生活の調和」を図るための提言を取りまとめました。




職場風土の改革を進め、仕事と生活の調和がとれた働き方を実現するためには、企業のトップがリーダーシップを発揮することや、企業のトップが意識改革を行うことが大切ですが、労働者についても企業のトップと同様に意識を改革することが必要です。

「働き方改革! みえ」と題したこの提言をきっかけにして、「働き方の改革」について労使間で協議・協力し、仕事と生活の調和に向けて取り組みましょう。









仕事と生活の調和推進会議みえ会議

1.現状

項目	1.労使の協力体制が 確立できない。	2.労働時間 が長い。 	3.年次有給休暇が取 りづらい。	4.自由な時間 が少ない。 	5.育児・介護休業等 が取りづらい。	6.家族で 過ごす時間 が少ない。 
----	-----------------------	---	---------------------	---	-----------------------	--

2.「働き方改革!みえ」～ワークライフバランスのすすめ～

背景	1.職場内で話し合いの場 を持ちましょう。	2.所定外労働時間の 削減を進めましょう。	3.年次有給休暇の取得を 促進しましょう。	4.休日を効果的に活用しま しょう。	5.育児・介護休業等を取 得しやすい環境を整備 しましょう。	6.家庭(家族)で過ごす時 間を持ちましょう。
具体的な取組事例	①トップの取組姿勢表明。 ②労働者の意見等を把握す る仕組みの導入。 ③労使会議の開催。 	①ノー残業デー、ノー残 業ウィークの導入。 ②弾力的な労働時間制度 の導入。 ③所定外労働削減を目的 としたワークシェア リングの推進。	①年次有給休暇取得予定表 作成。 ②取得しやすい環境整備。 ③計画的な年次有給休暇の 付与。 ④時間単位年次有給休暇の 活用。 ⑤その他の休日設定。	①技能向上や自己投資の時間 を持つこと。 ②地域社会の行事やボラン ティア活動へ の参加。 ③長期休暇の 取得促進。 	①育児・介護休業等取得の 促進。 ②育児休業を取得し やすい環境づくり。 	①日頃から家族で過ごす時 間を大切にしましょう。
留意事項	①事業場のワークライフバ ランスに対する取組が後 戻りにならないような、 トップの姿勢表明が大切 です。 ②労働者が意見を言いやす い雰囲気が大切です。	①就業規則に明記する 等、会社全体又は部署 ごとに明 確な ル ー ル 作 り が 効 果 的 で す。 	①カレンダー等を作成し、周 知することが効果的です。 ②労働者の多能化等が考え られます。 ③平成22年4月改正労働基準法 が施行され、年次有給休暇の 時間単位の取得が、要件を満 たすことで可能になります。	①年次有給休暇の取得理由は、 原則自由にしなければなりま せん。 	①育児・介護休業等制度を就 業規則等に明記・周知する ことが効果 的です。 ②男性が育児等 に参加しやす い環境づくり も大切です。 	①内閣府では毎年11月第3 日曜日を「家族の日」、前後 1週間を「家族の週間」とし ています。 また、三重県では毎月第3 日曜日を「家庭の日」と定 め、健全な家庭環境づくり を進めています。

3.仕事と生活の調和を進めると考えられる効果

効果	①社内実態を適正に把握で き、より有効かつ効率的な 対策を実施できる。 	①労働者の休養と健康 の確保を維持できる。 ②生産性へのモチベー ション向上。 ③多様な働き方の実現。	①心身ともにリフレッシュ できる。 ②労働者の健康 障害リスク 等の低減。 	①個人の生活の充実により、生 産性の向上が期待できる。 ②地域との交流による、暮らし やすい地域づくり。	①優秀な人材 を確保できる。 ②従業員や、 対外的に イメージアップ につながる。 	①安心して子どもを育てら れる。 ②家族のきずなや地域の力 を再認識できる。
----	--	---	---	---	---	---



三重労働局

(平成21年3月現在。平成21年4月以降の状況は担当部署へご確認ください。)

取組名	概要
●労働時間等設定改善援助事業 担当部署名:労働基準部監督課 ☎059-226-2106	中小企業集団に対して、会場費、テキスト代等の費用を援助するとともに、労働時間設定改善アドバイザーが、その集団や構成員の実情に応じた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進のために助言・指導等を行っている。
●職場意識改善助成金の支給 担当部署名:労働基準部監督課 ☎059-226-2106	職場意識改善に係る2力年の計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に対して、1年度終了時に50万円、2年度終了時に50万円、及び顕著な成果を上げた場合に50万円の合計で最高150万円を助成している。
●中小企業子育て支援助成金の支給 担当部署名:雇用均等室 ☎059-226-2318	従業員100人以下の中小企業事業主に対して、育児休業取得者が初めて出た場合に、1人目については100万円、2~5人目については80万円、又は短時間勤務制度の適用者が初めて出た場合に1~5人目について利用期間に応じ40万円から100万円支給している。
●事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給 担当部署名:雇用均等室 ☎059-226-2318	労働者のための託児施設を事業所内に設置、運営、増築又は保育遊具を購入した事業主・事業主団体に、その費用を一部助成している。
●育児休業取得促進等助成金 1. 育児休業取得促進措置 担当部署名:職業安定部職業対策課 ☎059-226-2306	育児休業の取得を積極的に促進するために、労働者に育児休業等を利用させ、また労働者の育児休業期間中、独自に一定期間以上経済的な支援をした事業主に助成金を支給している。
2. 短時間勤務促進措置 担当部署名:職業安定部職業対策課 ☎059-226-2306	子育てにしっかりと力と時間を注ぐことができるようにするために、雇用する労働者に対して、短時間勤務の制度を利用させ、一定期間以上の経済的支援を行った事業主に対し助成金を支給している。
●育児休業給付の支給 担当部署名:職業安定部職業安定課 ☎059-226-2305	公共職業安定所(ハローワーク)において、一定の要件を満たした雇用保険被保険者が、1歳(一定の場合は1歳6ヶ月)未満の子の養育のため育児休業を取得した場合、被保険者に対して支給している。
●介護休業給付の支給 担当部署名:職業安定部職業安定課 ☎059-226-2305	公共職業安定所(ハローワーク)において、一定要件を満たした雇用保険被保険者が、支給対象となる家族の介護のため介護休業を取得した場合、被保険者に対して支給している。



三重県

(平成21年3月現在。平成21年4月以降の状況は担当部署へご確認ください。)

取組名	概要
●NRCS 「社内コミュニケーション診断」 担当部署名:生活・文化部 勤労・雇用支援室 ☎059-224-2454	中小企業の経営・労務改善のため、社員の意識を40問程度の設問と自由意見により調査し、客観的なデータを管理者に提供する。
●育児休業者及び介護休業者生活資金貸付制度 担当部署名:生活・文化部 勤労・雇用支援室 ☎059-224-2454	県内に居住または県内の事業所に勤務し、同一事業所に一年以上勤務している方を対象に、育児休業及び介護休業中の生活資金の貸し付けを行っている。
●子育て支援資金融資制度 担当部署名:農水商工部 金融経営室 ☎059-224-2447	県内の中小企業者で、①事業所内に保育所、託児所、授乳室等を設置し、子育てのしやすい職場環境の整備に取り組む又は②事業所内外に段差解消や小児用トイレ、ベビーシートの設置等子育てバリアフリーに取り組む方に対し、融資を行っている。
●企業の次世代育成支援促進事業 1. コンサルティング事業 担当部署名:健康福祉部こども局 こども未来室 ☎059-224-2269 2. 企業の次世代育成支援研修事業 担当部署名:健康福祉部こども局 こども未来室 ☎059-224-2269	県内の中小企業の中から、次世代育成支援に関心のある企業を対象に取り組みの実践に向けたコンサルティング等を行う専門家を派遣している。県内の商工会議所等の経済団体や中小企業の事業主等が中心となって、次世代育成支援に関わるテーマで開催する研修会等に対して、講師の派遣を行っている。
●次世代育成支援のための環境整備事業 担当部署名:健康福祉部こども局 こども未来室 ☎059-224-2269	県内300人以下の事業所に対し、社会保険労務士が訪問し、各種助成金制度等の広報・啓発や行動計画策定の支援を行っている。

●その他各団体 (平成21年3月現在。平成21年4月以降の状況は担当部署へご確認ください。)

団体名	取組名	概要
(社)全国労働基準関係団体連合会 ☎059-224-2269	(1)仕事生活の調和推進指標診断サービス事業 (2)各種シンポジウム・セミナー実施	希望する中小企業に対し、診断アドバイザーが診断指標に基づき、労働時間等労務管理上の問題点や阻害要因等の現状を診断し改善の指導を実施する。県内においてシンポジウムやセミナーを開催し、仕事と生活の調和の取れた働き方の普及・啓発に努める。
(財)21世紀職業財団三重事務所 ☎059-228-2300	(1)育児・介護雇用安定等助成金 ①中小企業子育て支援助成金 ②両立支援レベルアップ助成金	一定要件を備えた育児休業、短時間勤務制度を実施する中小企業事業主に、当該制度利用者が初めて出た場合に助成金を支給する。両立を支援するための各種コース(託児所設置や代替業務の確保等)を選択し、実施した事業主に助成する。
(独)労働者健康福祉機構三重産業保健推進センター ☎059-213-0711	(1)メンタルヘルス、カウンセリングなどに関する相談(無料) (2)産業医共同選任事業	健康診断、健康管理、過重労働者に対する面接指導、メンタルヘルス等について、医師等が相談に応じている。労働者数50人未満の事業場が共同して産業医を選任し、産業保健活動を行う場合、その費用の一部を助成。

関係団体

名 称	所在地・電話番号
三重労働局 http://www.mie.plb.go.jp	〒514-8524 津市島崎町 327-2 Tel.059-226-2106
三重県生活・文化部 http://www.pref.mie.jp	〒514-8570 津市広明町 13 Tel.059-224-2454
三重県健康福祉部こども局	〒514-8570 津市広明町 13 Tel.059-224-2269
(社) 三重労働基準協会連合会 http://www.mierouki.or.jp	〒514-0008 津市上浜町 1-293-4 三重私学青少年会館 Tel.059-227-1051
(社) 全国労働基準関係団体連合会 三重県支部 http://www.zenkiren.com	〒514-0008 津市上浜町 1-293-4 三重私学青少年会館 Tel.059-227-1051
(財) 21世紀職業財団 三重事務所 http://www.jiwe.or.jp	〒514-0004 津市栄町 2-380 HOWAビル 5階 Tel.059-228-2300
三重県男女共同参画センター フレンテみえ http://www3.center-mie.or.jp/center/frente/index.shtml	〒514-0061 津市一身田上津部田 1234 Tel.059-233-1130
みえ次世代育成応援ネットワーク (事務局：三重県健康福祉部こども局) http://www.jisedai.pref.mie.jp	〒514-8570 津市広明町 13 Tel.059-224-2269
三重労使会議 (事務局：三重県経営者協会・連合三重)	(三重県経営者協会) 〒514-8691 津市丸之内養生町 4-1 森永ビル 3階 Tel.059-228-3557 (連合三重) 〒514-0004 津市栄町 1-891 三重県勤労者福祉会館内 Tel.059-224-6152
三重県労使支援機構 (事務局：三重県経営者協会)	〒514-8691 津市丸之内養生町 4-1 森永ビル 3階 Tel.059-228-3557
みえ雇用創出会議 (事務局：三重県経営者協会) http://www.mie-kinfukukyo.or.jp/miekoyou	〒514-8691 津市丸之内養生町 4-1 森永ビル 3階 Tel.059-228-3557
(独) 労働者福祉機構 三重産業保健推進センター http://www.miesanpo.jp	〒514-0003 津市桜橋 2-191-4 三重県医師会ビル 5階 Tel.059-213-0711
三重県社会保険労務士会 http://www.mie-sharoushi.or.jp	〒514-0002 津市島崎町 255 Tel.059-228-4994